

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から同年12月まで

私は、平成4年6月頃、それまで勤務していた会社を退職し、国民年金の加入手続を、妻の国民年金被保険者資格の変更手続と一緒にA市役所で行った。申立期間は就職活動中であり、当該期間の国民年金保険料については、妻に念を押して納付を依頼し、妻は夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月頃、それまで勤務していた会社を退職し、国民年金の加入手続を、その妻の国民年金被保険者資格の変更手続と一緒にA市役所で行い、申立期間の国民年金保険料については、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和59年2月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は昭和59年1月に国民年金被保険者資格を取得し、国民年金加入期間は、申立期間を除き全て納付済みとなっており、7か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成2年12月まで

私の国民年金の加入手続は、母がA市役所で行い、その時に、同市役所職員から、「数年間は遡って納付できる。」と説明を受け、納付書をもらい、母が納付期限までに金融機関で納付したはずである。母は、年金手帳に納付を開始した年月を「63年1月・2月分」とメモ書きしてから領収書を処分してしまったので、納付年月日や納付金額等が分からないが、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の国民年金の加入手続は、その母がA市役所で行い、その時に、同市役所職員から、「数年間は遡って納付できる。」と説明を受け、納付書をもらい、その母が納付期日までに金融機関で納付したはずであると申述している。これについて、申立人の年金手帳には「手帳交付[A市]3.6.18」と記載されており、オンライン記録においても同手帳にある国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年6月頃に払い出されたと推認されることからすると、その時点では、申立期間のうち、元年5月から2年12月までの期間は遡って国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は申立期間以降の国民年金保険料を全て納付しており、20か月と比較的短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までの期間について、申立人は前記 1 と同様にその母が国民年金保険料を納付したと主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 3 年 6 月頃の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したとするその母は、年金手帳に納付を開始した年月を「63 年 1 月・2 月分」とメモ書きしてから領収書を処分してしまったので、納付年月日や納付金額等が分からないと証言しており、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 5 月から 2 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで

私は高校を卒業して自営業のA店を手伝うようになった。私が20歳になった昭和49年*月頃に父が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。保険料は自宅に定期的に来ていたB市の職員のCさんに両親の分と一緒に私の分も現金で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年*月頃にその父が申立人の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は自宅に定期的に来ていたB市の職員のCさんに両親の分と一緒に申立人の分も現金で納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から52年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち50年1月から52年3月までの期間については遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、B市は、昭和53年3月までは職員が被保険者の自宅を訪問し国民年金の加入手続及び保険料収納を行っており、被保険者に過年度納付が可能な保険料がある場合には納付勧奨をしており、D社会保険事務所（当時）から預かっていた過年度納付書を交付することができたとしていることから、申立人の父が遡って保険料を納付していた可能性を否定できない。

さらに、申立人は申立期間以降に未納は無く、その両親及び妻も未納期間は無く納付意識が高いと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの期間につ

いては、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり 52 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 49 年*月*日」と記載されていることをもって、20 歳から加入しているとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和50年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月及び59年10月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月
② 昭和59年10月から60年6月まで

私は昭和61年1月頃に国民年金をやめて厚生年金保険に加入するためA市役所に行った。その際窓口で国民年金の納付期間を確認したところ「未納期間は無い」との返事があったので安心していましたが、平成19年に届いた「ねんきん特別便」で未納期間があることを知り、B年金事務所で調べてもらったところ未納期間があるとのことだった。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は昭和43年3月に国民年金に任意加入し被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳により確認できるが、申立期間以外に保険料の未納期間は無いことから、任意加入した最初の月である申立期間①の保険料が未納であることは考え難い。

2 申立期間②について、その前後の昭和59年4月から同年9月までの期間及び60年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料は現年度納付されていることがオンライン記録から確認できる。納付意識が高かった申立人が申立期間②の保険料を納付することに不自然さは見られない上、9か月と短期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで

A所を平成8年8月31日で退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月31日となっている。8年の年末頃に、同事業所の担当者に問い合わせをし、誤りを認めてもらい訂正すると言われたのに、ねんきん特別便を見て訂正されていなかったことを知った。保険料控除の確認できる給与明細書を提出するので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月31日までA所（以下「当該事業所」という。）において、パートのB職として勤務していたとしているが、オンライン記録では、同年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかしながら、申立人が所持する平成8年9月分の給与明細書、同年分給与所得の源泉徴収票及び当該事業所から提出された同年9月分給与の給与支給控除一覧表から、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持する平成8年9月分の給与明細書から、「早出手当」2回分の支給が確認できるところ、当該手当について申立人は、「申立期間にC業務を実施しておりその際に支給された手当である。」として

当該事業所発行のD募集概要を提出している。これについて、当該事業所は、「申立期間当時、D募集概要にあるC業務は行われていた。」と供述している上、申立人と同じ部署に勤務していた4人の同僚のうち3人から回答があり、そのうち二人の同僚が、「月日までは詳しく記憶していないが、申立人は月末まで勤務していた記憶がある。」、「9月から新しい職場が決まったので辞めると言っていたのを覚えており、新しい職場に勤めるまで勤務していた。」と供述している。

さらに、当該事業所は、「当時の担当者は、事務手続に誤りが多かった。訂正の届出をしていなかった可能性がある。」と供述しているため、オンライン記録から、同事業所において、月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が、申立人以外に5人確認でき、そのうち3人については、いずれも雇用保険の離職日が厚生年金保険被保険者資格喪失日となっていることから、事務手続に不備があることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の同事業所における平成8年7月のオンライン記録及び申立人が所持する同年9月分の給与明細書から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年5月1日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を同年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年9月21日まで
② 昭和47年9月1日から同年11月1日まで

専門学校を卒業し、昭和34年12月からAに入社しBを担当した。その後、35年9月に関連会社であるC株式会社に異動して同様の業務を続けたが、継続しているはずの35年5月1日から同年9月21日までの厚生年金保険の記録が無い。また、47年9月1日にD株式会社に入社したが、同年9月及び同年10月の厚生年金保険の記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、AからE株式会社Fセンターに出向しBの業務に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、昭和35年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、複数の同僚証言により、申立期間①について申立人がAに継続して勤務していたことが認められる上、Aで社会保険事務を担当していたとする元取締役は、「申立人を含む5人が、昭和35年5月1日から同年9月21日まで、AからC株式会社で継続して勤務し、保険料を控

除していたと思う。」と供述していることから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 35 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人は、申立人が所持する履歴書からD株式会社G部に入社したのは昭和 47 年 9 月 1 日としているところ、申立人の同社での雇用保険の記録における資格取得日は同年 9 月 11 日となっており、同日には勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の取扱いについて当時の経理担当者は、「当時は入社と同時に加入手続はせず、3か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入させていた。私も3か月の試用期間があった。」と供述しており、ほかの複数の同僚も3か月又はそれ以上の試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 17 日

申立期間にA工場から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず標準賞与額の記録が無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場の事業主が提出した平成16年12月の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、当該賞与支払明細書における保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 27 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 45 年 12 月 21 日から 47 年 7 月 9 日まで

結婚前に、脱退手当金の手続のために社会保険事務所（当時）に行ったが、その時は書類記入が煩雑で、結局提出しなかった覚えがある。年金受給の時に脱退手当金が支給されていると知らされ、納得しないままだったが、日本年金機構のはがきを見て、改めておかしいと思った。脱退手当金は受け取っていないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間のほかの2つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間③の直前の4年にわたる被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び③と申立期間②は異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていないことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録の訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 5 日から同年 11 月 18 日まで
② 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 7 月 19 日まで
③ 昭和 35 年 7 月 4 日から 40 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 9 月 10 日まで

厚生年金保険の記録によれば、昭和 43 年 9 月 20 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっているが、その記憶が無い。A 株式会社を退職後、3 年も経過してから脱退手当金を請求するというのもおかしいと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 年後の昭和 43 年 9 月 20 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 8 回の被保険者期間のうち、4 回の被保険者期間のみを請求し、申立期間前後の 4 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている B 株式会社に係る被保険者期間と申立期間である 4 回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていないことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は29万2,000円、同年12月10日は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A所が当該賞与について、届出を行っていなかった。同所は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成19年7月10日は29万2,000円、同年12月10日は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は96万8,000円、同年12月10日は90万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A所が当該賞与について、届出を行っていなかった。同所は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成19年7月10日は96万8,000円、同年12月10日は90万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は39万円、同年12月10日は39万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A所が当該賞与について、届出を行っていなかった。同所は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成19年7月10日は39万円、同年12月10日は39万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立期間のうち、平成11年10月に係る標準報酬月額は50万円、同年11月及び同年12月は44万円、12年1月は38万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は38万円及び同年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から11年10月1日まで
② 平成11年10月1日から12年10月1日まで

私は、株式会社Aでは、技術を担当しており、経理や社会保険関係の事務には携わっていなかった。年金事務所から送られてきた記録では、平成8年10月から12年9月までの標準報酬月額が実際の給与と比べて標準報酬月額が低いので当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、平成8年10月から11年9月までの期間の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成10年10月29日付けで、

申立人を含む 14 人の標準報酬月額が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円に記録訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、「その当時は経営不振で資金繰りに苦勞しており、厚生年金保険料の滞納はあった。また、社会保険事務所から呼び出されて会計士と一緒にいき、保険料を払えないから辞めたいと言った。」と供述しているところ、同行した会計士は、「私は、同事業所の経理税務関係事務処理及び相談業務を行っていたが、社会保険関係の手続等を行っていない。事業主が社会保険事務所から呼び出されたので一緒に行き、その時に社会保険事務所から遡及訂正の提案があり同意した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 10 月 29 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている 8 年 10 月から 11 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、47 万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 11 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立事業所提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに申立人提出の当該事業所における申立人の給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成 11 年 10 月は 50 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 44 万円、12 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 47 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 38 万円、同年 6 月は 44 万円、同年 7 月は 47 万円、同年 8 月は 38 万円及び同年 9 月は 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「経営不振で資金繰りに苦勞しており、厚生年金保険料の滞納はあったが、給料支払明細書どおり届け出た。低額の報酬月額で届出を行っていない。」と供述しており、また、会計士も低額での届出については、「知らない。」と証言しているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月3日から同年5月31日まで

A株式会社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額に遡って訂正されている。自分は営業職（BやCの販売）に従事していたので標準報酬月額が訂正されたことは知らなかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、平成7年11月22日付けで、資格取得時の同年4月3日に遡って20万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、事業主は、「当時、会社は経営不振であったが社会保険料の滞納があったかどうかは分からない。標準報酬月額の訂正届は経理担当の従業員が行ったと思う。」と回答しており、経理担当者は、「当時、会社の経営は悪く社会保険料の滞納はあったと思うがよく覚えていない。標準報酬月額の減額訂正は社長の指示で自分の部下が行ったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録から、平成7年11月22日付けで当該事業所の被保険者90人のうち一人を除き全員の標準報酬月額も申立人と同様9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、平成7年4月3日における当該事業所に係る申立人の雇用保険の資格取得時賃金は、上記訂正前の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年11月22日に行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成6年3月31日から同年4月7日までの期間について、申立人のA有限会社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成6年4月7日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年6月1日まで

ねんきん定期便の記録では、A有限会社に勤務していた期間のうち、平成5年10月から6年2月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、標準報酬月額が当時の給与と比べて低いので訂正してほしい。また、同社には、6年5月31日まで勤務していたのに、同年3月31日からの厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA有限会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年2月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年3月31日以降の同年4月7日付けで、5年10月1日に遡って標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、平成6年4月7日付けで、事業主の厚生

年金保険被保険者資格の喪失日が4年4月1日に遡って喪失していることが確認できる上、申立人以外に6年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している4人中2人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、A有限会社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は平成6年3月31日と記録されており、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年3月31日以降の同年4月7日（申立期間①における訂正処理日と同日）に行われていることが確認できる。

また、商業法人登記簿から、同社が申立期間当時に法人であることが確認でき、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失処理が行われた同年4月7日とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、平成6年3月の標準報酬月額については、申立人のA有限会社における6年2月のオンライン記録（上記1の訂正後）から36万円とすることが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成6年4月7日から同年5月31日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から、申立人がA有限会社に勤務していたことが確認できるものの、申立人が所持する6年4月分以降の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年11月25日
② 平成17年12月22日

株式会社Aから支給された賞与（平成16年11月25日及び17年12月22日支給）が、それぞれ25万円及び27万円だったにもかかわらず、オンライン記録では記録が確認できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立てに係る賞与の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、平成16年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿より確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、事業主は、当初、申立期間②に係る標準賞与額を届出していなかったところ、平成 23 年 2 月 22 日付けで標準賞与額を 27 万円とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、保険給付には反映されていない。

なお、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、平成 17 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び申立期間②の賞与に係る振替伝票から、申立期間②の賞与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる上、平成 18 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）でも、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていない金額が所得控除の社会保険料欄に記載されていることが確認できる。

このほか、申立期間②において申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、申立期間②における申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から同年10月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち平成8年8月1日から同年10月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、53万円であるべきところ、47万円になっているのはおかしいので訂正してほしい。なお、厚生年金基金の記録では、申立期間について53万円と記録されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、B基金及びC組合の被保険者記録から、申立人は53万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社では申立期間当時、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は複写式の届出用紙であり、厚生年金基金及び健康保険組合に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は平成8年8月1日付けで申立人の標準報酬月額に係る記録を47万円から53万円へ改定する旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、前述のB基金及びC組合の被保険者記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を 2 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、A 有限会社において被保険者資格を取得したのが、昭和 46 年 8 月 1 日となっているが、厚生年金基金の記録は、同社において 45 年 8 月 1 日に加入したことになる。厚生年金保険被保険者記録を厚生年金基金加入記録に併せて、被保険者資格取得日及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B 基金の加入員番号払出簿及び C 会が保管する加入員台帳から、申立人は申立期間①において A 有限会社に勤務していたことが認められ、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業所別被保険者名簿の記録には、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 46 年 8 月 1 日と記載されているが、B 基金の加入

員番号払出簿によると、申立人の当該事業所における加入員資格取得日は45年8月1日と記録されている。

さらに、C会が保管する申立人に係る加入員台帳によると、申立人は当該事業所において昭和45年8月1日にB基金の加入員となったことが確認できる上、同基金は、「申立期間当時、資格取得届は複写式の様式を使用し、社会保険事務所にも同一内容で届出されていた」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和45年8月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、前述の厚生年金基金の加入員記録から2万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②に係る標準報酬月額については、前述のB基金及びC会が保管する申立人に係る加入員台帳の記録から、申立人の昭和46年10月1日の定時決定は2万8,000円であったことが確認できる。

また、前述のとおり、B基金は、「申立期間当時、算定基礎届は複写式の様式を使用し、社会保険事務所にも同一内容で届出されていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人について、申立期間②において厚生年金基金と同額の2万8,000円の標準報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、前述のB基金及びC会が保管する加入員台帳の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和59年10月1日から60年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から62年10月1日まで
A株式会社に係る標準報酬月額の記録が、昭和58年9月の28万円から減額され、同年10月から59年9月までは26万円、同年10月から60年9月までは28万円、同年10月から62年9月までは30万円となっているが、当時の給与は標準報酬月額の記録より高かったと思う。
標準報酬月額の記録を昭和58年10月から60年9月までを30万円、同年10月から62年9月までを32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、昭和59年10月1日の定時決定における標準報酬月額は、28万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社が加入するB基金から提出された加入員給与月額基礎届の写しによると、昭和59年10月1日の定時決定において、申立人の標準報酬月額は30万円で決定されていることが確認できる。

また、当該基金が管理する加入員台帳においても、申立人の昭和59年10月1日の標準報酬月額は30万円と記録されている。

さらに、当該基金は、届出用紙について、同時に社会保険事務所にも提出できる複写式の様式であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について、申立期間のうち昭和59年10月1日から60年10月1日までの期間において、厚生年金基金と同額の30万円の標準報酬月額の届出を社会保険事務所に行った

ことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日までの期間及び 60 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当該基金から提出された 58 年 10 月 1 日、60 年 10 月 1 日及び 61 年 10 月 1 日の申立人に係る定時決定が確認できる加入員給与月額基礎届の写しから、申立人の標準報酬月額の記録は厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日までの期間及び 60 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額について、申立期間①は 24 万円、申立期間②のうち、平成 17 年 2 月から同年 8 月までは 26 万円、申立期間③は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
② 平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
③ 平成 18 年 11 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

平成 12 年 4 月 1 日から 20 年 7 月 30 日まで有限会社 A で営業担当として勤務していたが、ねんきん特別便では、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額について、給与明細書から厚生年金保険料が事業主から控除されているにもかかわらず、標準報酬月額が相違している。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、有限会社 A に係る賃金台帳、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立期間①は 24 万

円、申立期間②のうち、平成17年2月から同年8月までは26万円、申立期間③は28万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成16年11月から17年1月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額と申立人の給与明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間②における標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成19年12月28日

A所から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所提出の給与台帳から、申立人は、申立期間①は23万円、申立期間②は27万円の標準賞与額に基づく賞与を事業主より支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月26日から同年6月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年5月26日に、資格喪失日に係る記録を同年6月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月24日から同年7月1日まで

A株式会社に申立期間勤務し、昭和44年6月分の給与明細書で厚生年金保険料が引かれているのに、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社において申立期間当時被保険者記録が確認できる同僚の供述及び申立人から提出された昭和44年5月分及び同年6月分給与明細書の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められるとともに、申立人提出の昭和44年6月分の給与明細書（昭和44年6月30日の記載がある。）から、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A株式会社の元事業主の供述及び申立人から提出された上記給与明細書から、給与の締切日及び給与の支給日は毎月25日締め当月末日支給であり、厚生年金保険料は当月控除方式であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和44年5月26日から同年6月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記昭和44年6月分の給

与明細書に記載されている厚生年金保険料額から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届の提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年5月26日から同年6月25日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和44年5月分給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月24日から同年5月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないこと、また、44年6月26日から同年6月30日までの期間については、控除保険料額を確認できる同年7月分の給与明細書は無く、ほかに確認できる関連資料等が無いことなどから保険料が控除されていたと判断することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月4日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年6月から同年9月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から10年2月4日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、平成8年6月30日から10年2月4日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち、平成8年6月30日から9年2月28日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、A株式会社が適用事業所でなくなった日(平成8年9月10日)より後の同年10月3日付けで、同年8月22日に処理された同年10月1日の定時決定が取り消されていることが確認できる上、申立人を含む25人について、同年10月4日付けで、同年6月30日に遡及して資格喪失の処理がされていることが確認できる。

さらに、A株式会社は、適用事業所でなくなった平成8年9月10日以降においても、商業登記簿の記録により法人格を有していることが確認できることなどから、厚生年金保険の適用事業所を満たしていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について社会保険事務所(当時)が、平成8年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由が無く、当該喪失処理に

係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた同年10月4日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成8年4月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成8年10月5日から10年2月4日までの期間について、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、A株式会社の事業主は、「当時の社員関連資料の保存が無いため申立人についての詳細は不明。」と回答し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、A株式会社に係るオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成8年9月10日)に被保険者であった者のうち、連絡先の判明した者15人に問い合わせたところ、二人が申立人を記憶していたが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成8年10月5日から10年2月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち平成9年4月から11年6月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月10日から11年7月1日まで
ねんきん特別便により、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成9年3月から11年7月までの保険料控除額が給与支給明細書における保険料控除額と相違していることに気がついた。これらの期間の標準報酬月額を実際の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年4月から11年6月までの期間については、申立人が提出したA株式会社の給与支給明細書から、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額（35万5,000円）の支払を申立人が受けていることが確認できる上、事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額（2万9,700円）は標準報酬月額34万円に相当する額であることが確認できる。

また、申立期間のうち平成9年4月から11年6月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額

のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち平成9年4月から11年6月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成9年3月については、給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額(34万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)よりも高額であるものの、給与支給明細書に記載された報酬月額(20万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から10年4月3日まで
② 平成11年8月1日から13年7月24日まで

株式会社Aに勤務した期間のうち申立期間①及び株式会社Bに勤務した期間のうち申立期間②について、それぞれ給与額は約36万円で、当該給与から標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が各事業主により控除されていたと思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、平成9年10月1日付け定時決定（平成9年9月11日処理）により36万円とされていたことが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年4月28日より後の同年5月19日付けで、9年11月1日に遡って18万円とする随時改定が行われている上、同日付けで、同社における多数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額が、金額は異なるものの申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間①当時は、取引先の店舗で惣菜を作る仕事に従事していた。給与計算や厚生年金保険の届出書の作成には関与していない。」としているところ、株式会社Aに係る厚生保険特別会計不納欠損決議書の記載では、申立人が厚生年金保険事務手続に関与していた形跡は見当たらない上、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は同社役員として登記されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険受給資格者証の記載から、申立人が株式会社Bを離職した平成13年7月23日当時、申立人の賃金日額は1万2,762円（同額の30日分は38万2,860円となる。）であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、平成11年8月1日付け申立人の標準報酬月額を26万円とする随時改定が同年8月18日に、12年8月1日付け申立人の標準報酬月額を22万円とする随時改定が同年8月18日に行われていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見当たらない上、当該期間当時、申立人の給与から標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが分かる給与明細書等の資料は見当たらない。

また、株式会社Aの同僚の一人は、「平成11年8月1日から13年2月28日までの期間、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと思っていたが、後になって、標準報酬月額22万円に基づく保険料しか控除されていなかったことに気づいた。」と回答している上、別の同僚が所持している同年4月から同年6月までの給与明細書によると、同人が給与から控除されている保険料は、オンライン記録に登録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、株式会社Aの元代表取締役は、申立期間②当時の資料を保管していないため、当該期間に申立人に支払った給与額及び申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は不明としており、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、申立期間②に係る申立人の給与から事業主により控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年11月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を平成4年11月から6年10月までは53万円、6年11月から7年9月までは56万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成13年2月から同年4月までを10万4,000円に訂正することが必要である

なお、事業主が申立人に係る平成13年2月から同年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から15年10月4日まで
② 平成16年4月16日から17年4月1日まで

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が当時の最低等級の金額になっていることに納得できない。当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①のうち平成4年11月から6年12月までの標準報酬月額は、当初、53万円（6年11月からは厚生年金保険法改正により56万円）と記録されていたところ、6年12月22日に、5年10月及び6年10月の定時決定を取り消した上で、4年11月から6年12月までについては8万円（6年11月からは厚生年金保険法改正により9万2,000円）に遡及して訂正され、7年9月まで継続していることが確認できるとともに、事業主のほか、複数の役員についても

同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成4年12月から6年11月までの株式会社Aの給与明細書において、申立人は、上記遡及訂正前の53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本により、申立人が同社の役員であったことが確認できるものの、同社の複数の元役員は、「申立人は、社会保険関係の業務には関与していなかったと思う。」と回答している上、管轄社会保険事務所が保管している同社に係る滞納処分票の記録から、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、平成7年度滞納処分票の事蹟欄^{せき}の記載によると、申立事業所の役員及び社会保険労務士が厚生年金保険料の納付に関する用件で社会保険事務所に来所した記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出たとおり、申立期間①のうち平成4年11月から6年10月までは53万円、6年11月から7年9月までは56万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①のうち平成13年2月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持する同年3月から同年5月までの給与明細書から、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成13年2月から同年4月までの標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間①のうち平成7年10月1日から13年2月1日までの期間及び同年5月1日から15年10月4日までの期間については、7年11月から13年2月までの期間及び13年6月から14年10月までの期間について、申立人から給与明細書が提出されているところ、当該給与明細書に記載された給与支給総額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

4 申立期間②に係る標準報酬月額について、当該期間の一部を含む平成16年10月から同年12月までの期間について、申立人から給与明細書が提出されているところ、当該給与明細書によれば、当時の標準報酬月額の最低等級に相当する厚生年金保険料が控除され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は確認できない。

さらに、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年12月まで

申立期間について、私は昭和50年6月26日に国民年金に任意加入して、A市役所で国民年金保険料を納付していたが、子供二人の育児のため、同市役所に保険料の納付に行くことができなかった。しかし、しばらくしてA市役所に未納分の納付書の発行を電話で依頼して、昭和55年6月23日に52年7月から53年12月分の国民年金保険料4万4,370円をB銀行C支店から納付した。領収書は現在も所持している。

ところが平成20年4月5日付けで送付された国民年金保険料の納付記録は未納となっており、日本年金機構に照会をしたところ、納付された期間は既に還付されているとの回答があった。申立期間の国民年金保険料を還付された記憶は無く、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、子供二人の育児のため、国民年金保険料の納付ができず、A市役所に未納分の納付書の発行を電話で依頼して、昭和52年7月から53年12月までの国民年金保険料4万4,370円を55年6月23日に納付したとしてその領収書を所持している。しかしながら、申立期間は、55年6月23日の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）に還付された記録があることから、行政側の記録に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 9 月まで
昭和 58 年 6 月に会社を退職し、次の就職までの間、アルバイトをしていたが、その期間の国民年金は国民健康保険と同様に A 市役所で手続を行ったと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月頃に会社を退職し、次の就職までの期間の国民年金については、A 市役所で加入手続を行ったとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」が「昭和 58 年 7 月 16 日」と記載されていることをもって、当該日から国民年金の保険料納付を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。
- 2 申立人の昭和 41 年 12 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 41 年 12 月から 46 年 1 月まで

私は、15 年ほど前に A 社会保険事務所（当時）に年金の請求手続に行った際に B 市役所から納付記録の証明をもらってくるように言われ、納付記録の証明をもらい再度同事務所に行ったが、未納期間等のことは言われなかったため未納期間は無いと思っていた。今回、ねんきん特別便で厚生年金保険料と重複して保険料を納付した期間及び未納期間があることが分かった。昭和 46 年 1 月頃、市役所の職員二人が来て未納期間の保険料を一括で納付すれば年金が回復すると言われたので、特例納付で保険料を納付した。申立期間①の保険料が還付されておらず、申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 40 年度欄には、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押され、右欄には国民年金印紙が貼付されており、かつ、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の 40 年度の納付記録欄には 6 月納付と記載されていることから、国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。しかしながら、当該期間について、オンライン記

録では厚生年金保険加入期間となっており、国民年金保険料と厚生年金保険料が重複して納付されていることが確認できるが、国民年金保険料が還付された記録は見られない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間①については、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 46 年 1 月頃申立期間②の国民年金保険料を特例納付により 1 回納付したと主張しているが、申立期間②直後の 46 年 2 月から 50 年 12 月までの保険料を第 3 回の特例納付で納付しており、申立人が特例納付で納付したのは 1 回としていることから、申立人は、当該期間の特例納付と申立期間②の特例納付とを混同している可能性を否定できない。

また、申立人の妻は、昭和 46 年 1 月頃一人約 20 万円の国民年金保険料を特例納付で納付したと主張しているが、その妻が主張する 46 年 1 月に納付した場合の保険料は、現年度納付保険料、過年度納付保険料及び特例納付保険料となり、その合計額は 1 万 9,200 円であり、その妻が主張する保険料額と大差になっており、申立期間②直後に特例納付した保険料 23 万 6,000 円が、その妻が主張する額におおむね一致することから、その妻も納付時期を混同している可能性は否定できない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4301

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から48年1月まで

私は昭和51年4月に結婚した時、父から私の国民年金について母が加入手続をし、それまでの保険料は納付してあるから心配はないと聞いている。また、丸い領収印を押してある年金手帳を持っていたが、当時のA町（現在は、B市）のC駅前の出張所の方から、旧姓の年金手帳は破棄するよう言われたため自分で処分してしまった。ねんきん特別便が送付されて初めて未納の期間があることを知った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時にその母が国民年金の加入手続を行い、申立人が就職するまで保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしてくれたとするその母は既に他界しており、事情を聴取することができないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格の取得時期から昭和50年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち47年9月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和50年3月31日に昭和48年度分及び49年度分の国民年金保険料を納付していることから、その母が申立人の20歳からの保険料を現年度納付していた

とは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで
20歳の頃自分は学生だったが、母が将来のためにと国民年金の加入
手続をしてくれ、保険料も毎月納付してくれていた。申立期間が未加入
となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった平成元年*月の20歳になったときに、その母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も納付してくれていたはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から3年4月頃に払い出されたと推認され、任意加入期間であった申立期間は制度上遡って保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

また、申立人が20歳の時に加入手続をしたとするその母は、最初は国民年金保険料納付書のみが郵送され、その後平成3年に初めて年金手帳をもらったとしていることから、その母の申述は、当時の取扱いと符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から63年6月まで

私は、母に勧められ20歳から国民年金に加入した。加入手続は母がA市役所で行い、その後国民年金保険料は、自分でB銀行C支店で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにその母が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は自分で納付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続をしたとする母は、高齢であるため、事情を聴取することができず、申立人の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかった期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間は、111か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から63年6月まで

私は、20歳から国民年金に加入していなかったため、昭和63年頃、母がA市役所に行った時に、「Bさんには納付書が送付されていなかったので20歳まで遡って納付してください。」と言われ、その後、C社会保険事務所（当時）で一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったとしているが、その母は高齢であり、事情を聴取することができず、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人は、その母が昭和63年頃に20歳からの国民年金保険料を一括で納付してくれたとしているが、申立期間当時は未納の保険料を2年を超えて一括納付できる取扱いは無の上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかった期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は146か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から同年 7 月まで
平成 16 年 3 月末で勤めていた会社を辞めて、同年 8 月に次の会社に勤務するまでの間の私の国民年金については、母が加入手続をして保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 3 月末で勤めていた会社を辞めて、同年 8 月に次の会社に勤務するまでの間の国民年金については、その母が加入手続をして保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立期間の保険料納付をしたとするその母は保険料額、納付場所及び納付時期等の記憶が曖昧である上、申立人は保険料納付に関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっており、事務処理上の不手際は無かったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで

私は、国民年金には25年以上加入しなければならないことを知り、あわてて加入手続をした。私は、老後に年金が大事であることを理解していたので保険料を納付しないということは考えられない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、老後に年金が大事であることを理解していたので国民年金保険料を納付しないことは考えられないとしているが、申立人の申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付期間に関する記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間に居住していたA市（現在は、B市C区）において48か月と長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から47年3月まで

私は昭和42年頃に近所の人に勧められて国民年金に加入することにした。妻がA市役所で加入手続をした際、職員に遡って保険料を納付するように言われて、後日夫婦二人分の保険料を一緒に遡って納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻がA市役所で国民年金の加入手続をした際、職員に遡って保険料を納付するように言われて、後日夫婦二人分の保険料を一緒に遡って納付したと申述しているが、その妻の保険料の納付時期、納付場所、納付金額、納付期間及び納付方法に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年6月頃に払い出されたと推認され、その時点は第2回特例納付の実施時期であるところ、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているその妻については、国民年金被保険者台帳（旧台帳）から、43年4月から46年12月までの期間を第2回特例納付により納付したことが確認できるが、申立人については、特例納付が行われた場合に保存されているはずの国民年金被保険者台帳（旧台帳）が存在しないことから、特例納付を行った形跡がうかがえない。

さらに、オンライン記録から、申立人は国民年金保険料の納付が昭和47年4月から開始されたことが確認でき、その時点から起算すると60歳までに加入期間が25年となり受給資格期間を充たすことができ、また、その妻も特例納付により遡って保険料が納付された43年4月から起算す

ると 60 歳までに加入期間が 25 年となり受給資格期間を充たすことができる。このことから、申立人及びその妻は、国民年金の受給資格期間を充たすために必要な期間の保険料を遡って納付したものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から同年 11 月 7 日まで
② 昭和 38 年 11 月 16 日から 39 年 6 月 22 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 5 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の被保険者期間は脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、当時、脱退手当金制度があったことは知らなかったし、脱退手当金については請求したことも、受け取った覚えも無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 5 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その 3 人はいずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 9 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月14日から39年12月16日まで
日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであったが、受け取った記憶は無い。
第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 47 年 4 月 6 日まで
年金事務所の記録では、昭和 47 年 7 月 12 日に脱退手当金を受領した
ことになっているが、有限会社A（現在は、株式会社B）を辞めるとき、
脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受領した記憶も無い
ので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を
意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤
りは無く、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期
間に係る脱退手当金の支給年月日が記載されているなど、一連の事務処理
に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 21 日から 44 年 4 月 16 日まで
平成 19 年に社会保険事務所（当時）で、脱退手当金が支払われていると告げられたが、請求した覚えは無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給決定は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 6 月 6 日にされているなど一連の事務処理に不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 18 日から 46 年 8 月 21 日まで
② 昭和 47 年 3 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
年金事務所の記録では、昭和 48 年 7 月 20 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、有限会社A退職時に脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられる。

また、同請求書には、受領証のゴム印と支払済の日付印が押されており、当該受領証のゴム印の中に「表記の金額を受領しました。氏名」として申立人の署名及び受領印が確認できるが、その印影は、当該請求書に押印されている印影と一致することから、申立人は、脱退手当金支給決定通知書を持参し、社会保険事務所（当時）窓口で直接現金により脱退手当金を受領したものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
年金事務所の記録では、昭和 43 年 7 月 19 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A株式会社の被保険者期間の脱退手当金については事業主より説明を受け受給したが、初めて勤務した事業所である株式会社Bについては脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないと主張しているものの、社会保険事務所（当時）発行の被保険者記録回答票には、申立期間後の厚生年金被保険者期間と併せて申立期間の脱退手当金が支給されていることが明記されており、申立人の主張は不自然である。

また、複数の同僚の証言から、申立人の厚生年金保険被保険者期間の最終事業所であるA株式会社により代理請求が行われたことが推認できる上、申立期間当時の脱退手当金裁定請求書は、初めて被保険者として使用された事業所名を記入し、被保険者証を添付することとされていることから、最終事業所と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号である申立事業所を記入した上で、請求手続を行ったものと考えられ、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 15 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

年金事務所の記録では、昭和 35 年 9 月 16 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、A所（現在は、B社）を結婚退職した時に結婚祝いとしてベビーダンスをもらったが脱退手当金はもらっていないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和 35 年 9 月 16 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の昭和 32 年から 38 年までに被保険者資格を喪失した女性のうち喪失時に脱退手当金受給資格のある者は申立人を含めて6人であり、そのうち脱退手当金を支給した記録があるのは5人であるが、全員が資格喪失日から4か月以内に支給決定されている上、A所の事業主が、「脱退手当金に関する資料は残っていないが、当時の事業主が脱退手当金の説明を行い、請求手続を行っていた記憶がある。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から40年10月1日まで
昭和30年5月1日から40年10月1日まで株式会社Aに勤めた期間の厚生年金保険料が41年3月25日に脱退手当金として支給されたこととなっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の印が表示されているとともに、支給金額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、株式会社Aにおいて、申立人が資格を喪失した前後4年間に当該事業所で資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は15人認められるが、申立人を含め9人に脱退手当金の支給記録が認められ、そのうち7人については約6か月以内に支給が決定されているとともに、資格喪失日が近い複数の同僚の支給決定日が同日となっているうえ、複数の同僚が、「当時の社会保険担当者に脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と述べていることを踏まえると、当該事業所では事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 1 日から 34 年 9 月 21 日まで
② 昭和 35 年 6 月 8 日から 38 年 6 月 30 日まで

日本年金機構から届いた通知を見たら、A株式会社（現在は、B株式会社）とC株式会社D所の厚生年金保険被保険者期間についてそれぞれ脱退手当金を受給した記録となっている。しかし、当時脱退手当金という制度は知らず、2回とも受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

2 申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したとする表示「回答済 34.10.19」が確認できる上、申立期間①に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年12月5日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前である上、申立期間後の被保険者期間は別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

3 申立期間②について、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤

りは無く、申立人に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

4 このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 15 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 3 月 6 日まで

日本年金機構からはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、私は受給していないので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 36 年 5 月 10 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 6 日まで
③ 昭和 37 年 6 月 6 日から 38 年 1 月 7 日まで
④ 昭和 38 年 1 月 7 日から 42 年 9 月 28 日まで

国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 43 年 5 月 11 日に支給決定されており、申立期間④に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 45 年 4 月 15 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 5 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月頃 から 35 年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 9 月 30 日から 36 年 1 月頃まで

年金の記録を確認したら、A所の厚生年金保険の記録が昭和 35 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までであることが分かった。B台風の時（昭和 34 年）、工場で作業中に指を切断した記憶があり、全体で 2 年くらいは勤めていたと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所は、昭和 41 年 1 月 21 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界しているとともに、連絡先が確認できた役員は所在不明であることから、申立人の申立期間①及び②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、申立人は、A所における同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人とほぼ同時期に同事業所に勤務していた同僚 3 人のうち、回答のあった一人は、申立人が同事業所に在籍していた記憶は無く、オンライン記録から、当該同僚の厚生年金保険の記録は、入社したとする時期より 3 か月後からとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの

控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 21 日から 28 年 9 月 2 日まで
亡くなった夫は、昭和 22 年 4 月に A 株式会社 B 工場に就職し、26 年 10 月に C 所 (現在は、A 株式会社) に転勤してからは、28 年 9 月に D 株式会社に転職するまで勤務していたと聞いていたが、27 年 9 月 21 日から 28 年 9 月まで C 所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、申立人は昭和 22 年 4 月 15 日に A 株式会社 B 工場に入社し、27 年 9 月 20 日に退職したと回答している。

また、事業主が提出した申立人に係る労働者名簿によると、「26.10.25 C 所転勤」、「27.9.1 A 株式会社 B 工場転勤」、「27.9.20 退職 (退職事由は企業合理化に依る。)」と記載されていることが確認できる。

さらに、昭和 25 年から 27 年まで申立人と一緒に仕事をしていたとする同僚は、「当時、C 所は経営難でリストラがあり、申立人は 27 年 9 月末か同年 10 月頃に退職したと記憶している。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 5 日から 12 年 1 月 20 日まで
株式会社Aに勤務していた平成 7 年 12 月 5 日から 12 年 1 月 20 日までに実際に支払を受けていた報酬額と比べて、オンライン記録の標準報酬月額が低額になっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書から、申立人は、申立期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額な報酬月額の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

当該給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日までの間、株式会社Aに正社員として勤務したが、この間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述、申立人が記憶している事業主名、事業所所在地、同僚名及び勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所の経理事務担当者は、「事業所は、入社後試用期間があり、試用期間後に厚生年金保険に加入するという雇用条件となっていた。自分も、入社半年後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録から、供述内容と被保険者記録は合致していることが確認できる。

また、申立期間当時に被保険者記録のある元同僚6人に照会し、回答のあった4人中2人が、「事業所は、入社後試用期間があり、試用期間後に厚生年金保険に加入した。自分の加入記録に問題は無い。」と供述し、この2人は共に昭和48年4月に入社した後、一人は事業所が適用事業所となった49年5月9日付けで加入し、もう一人は事業所が適用事業所となった時点から11か月後に加入していることが確認できる上、回答のあった4人全員が申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除については「不明」と供述している。

さらに、株式会社Aは昭和50年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答を得られないことから、申立

人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録が失われたことは考え難い上、社会保険事務所の適用事業所名簿の記録によると、株式会社Aの厚生年金保険の新適日は昭和49年5月9日、全喪日は50年9月30日であることから、申立期間の一部期間については適用事業所ではない期間となっている。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月から同年 6 月 1 日まで
平成 9 年 1 月から A 株式会社に入社し、同社が株式会社 B に名称変更した後も勤務を続け、11 年 11 月に退職したが、申立期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、申立人が提出した事業所における同僚との記念写真、事業主名、事業所所在地、同僚名及び勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間において A 株式会社（現在は、株式会社 B）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 4 人に照会したところ、複数の同僚が、「事業所は、入社後試用期間があり、試用期間後に厚生年金保険に加入するという雇用条件となっていた。」と供述し、これらの者の入社日と厚生年金保険の加入日との関係を照会したところ、入社したとする日の 1 年 3 か月後及び 3 年後にそれぞれ資格取得していることが確認できる。

また、株式会社 B は平成 12 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は他界していることから、申立人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月25日から平成6年10月1日まで
② 平成7年9月15日から22年1月20日まで

申立期間①は、A株式会社の子会社BでC及び店長として勤務し、申立期間②は、株式会社Dで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の元同僚25人に申立人の当時の勤務実態等を照会したところ、5人から回答があったがいずれも申立人については記憶が無いと供述している上、A株式会社では、「過去の社員原簿を照査したところ、申立人について該当者はいない。また、申立人が主張しているEの経営は設立以来行っていない上、店長という職制も無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人が申立期間②のうち平成7年10月1日から21年7月15日ま

での期間について株式会社Dに勤務していたことが雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、申立期間②については、社会保険事務所（当時）の記録によると、株式会社Dは、平成6年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、複数の元同僚は「株式会社Dでは雇用保険の保険料は控除されていたが、厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

また、株式会社Dから委託され社会保険事務を管理している社会保険労務士は、「株式会社Dは平成6年12月31日に社会保険を全喪し、さらに、申立人の申立期間の給与明細書からは厚生年金保険料を事業主からは控除されていません。」と供述している上、当該社会保険労務士から提出された株式会社Dに係る賃金台帳及び給与明細書からは申立人及びほかの同僚からも厚生年金保険料を事業主から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間②のうち平成11年9月1日から14年3月31日までの期間については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）により、「65歳に達した日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨の加入年齢に関する規定が設けられ、昭和61年4月1日から施行されているために申立人は当該期間においては65歳に達した以降であり、厚生年金保険被保険者とはなり得ず、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成16年9月1日から22年1月20日までの期間については、国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年3月31日法律第18号）により被保険者の年齢上限を65歳未満から70歳未満に改め平成14年4月1日を施行日としたため、当該期間においては、70歳に達した以降であり、厚生年金保険被保険者とはなり得ず、厚生年金保険の被保険者であったとは認めることはできない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日まで有限会社Aに勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時は夫の健康保険の扶養から自分自身の健康保険に切り替え、また、昭和 53 年 3 月 1 日に古い厚生年金保険被保険者証から新しいオレンジ色の年金手帳に切り替えたことを記憶している。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は有限会社Aに継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び元同僚からの供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立人に係る有限会社Aにおける雇用保険の被保険者記録は無い上、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 30 日
平成 18 年 6 月 30 日支給の夏季賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、年金記録ではその記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している株式会社Aの平成 18 年 6 月 30 日支給「06 ナツ月分の給与・賞与明細書」から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は平成 18 年 6 月 1 日に株式会社Aの厚生年金被保険者資格を喪失し、同日に当該事業所の営業譲渡先である株式会社Bで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、賞与が支給された同年 6 月 30 日は株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、当時の株式会社Bの社会保険担当者が、当該賞与からの社会保険料控除について、社会保険事務所（当時）に確認したところ、「同社の従業員は平成 18 年 5 月で厚生年金保険の加入が終了し、同年 6 月からは新会社の株式会社Bで社会保険に加入していることから、株式会社Aでの社会保険の納付は必要が無い。」とのことであった。ところが、同年 6 月 30 日支給の夏季賞与から社会保険料を控除してしまったために、同年 7 月 25 日に各自に控除相当額を振込により返還したとしている。

さらに、申立人が提出した預金通帳の写しには、夏季賞与から控除した社会保険料と同額が平成 18 年 7 月 25 日に「給与」として振り込まれたことが確認できる。

加えて、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 18 年 6 月 30 日は、申立人が株式会社 A において厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで勤務し、BとしてCの配送をした。55 年*月に長女が誕生して健康保険を利用している。しかし、年金記録には申立期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、申立期間当時厚生年金保険にはD組合（現在は、株式会社E）の一員として加入しており、また、健康保険にはF組合の一員として加入していたとしているところ、D組合に厚生年金保険被保険者記録があり、かつ、株式会社Aに当時勤務していたとされる同僚 20 人に照会して 14 人から回答があり、そのうちの一人が「申立人は申立期間にBとして勤務していた。」また、3人が「期間は特定できないが勤務していた。」と供述していることから、申立期間に勤務していたことが推認できる。

しかし、株式会社Aの当時の社会保険事務担当取締役は、「正社員は入社時に社会保険に加入させたが、Bは本人の希望の有無で加入を決めた。また、申立人はBで正社員で無かった。」と供述している上、上記回答のあった 14 人のうち、3人が「Bは社会保険加入の有無を入社後自分で選択して決めることができたが、加入しない者が多くいた。」と供述している。

また、当時の経理部長は、「当時は、試用期間の者とアルバイトは社会保険に加入させず、中途採用者は3か月間は様子見で、その後の継続性を見て加入の可否を決めた。」と供述している上、上記回答のあった 14 人

のうち複数の同僚が、「大学新卒は入社と同時に社会保険に加入できたが、中途採用は試用期間がありその期間は加入できなかった。」と供述している。

さらに、F組合は、「申立人の健康保険の加入記録は、昭和 57 年 4 月 1 日に資格取得、59 年 4 月 1 日に資格喪失であり、健康保険証返納日は 59 年 4 月 26 日である。」と回答しており、これは申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

加えて、D組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の記録は、現存する記録以外には見当たらない。

また、申立人に係る株式会社Aの雇用保険の記録は、資格取得日が昭和 57 年 4 月 1 日で離職日が 59 年 3 月 31 日であり、上記のオンライン記録等と合致しており、申立期間の記録は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで国民年金の被保険者資格を取得しており、全期間保険料を納付済である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できるその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。